

利用者への権利侵害事案⑮

【事 案】

職員による利用者の預り金着服（約 12 万円）

【事案の概要】

障害者支援施設で、20 代の職員が担当する利用者 2 名の預り金から各々 5 万円、6 万円の計約 12 万円を着服。年度末に施設内において支援係長が利用者の現金出納帳を確認した際に出納帳の記載金額と現金残高を照合したところ合致せず着服が発覚した。発覚後、当該職員はすぐに全額を返済し退職を依頼したが、法人は懲戒処分とした。

【発生に至ってしまった背景（考察）】

利用者の生活必需品の購入、自動販売機での飲料費、医療費の支払い等に関しては担当職員が管理している預り金で対応していた。そのチェックは規程では毎月 1 回実施するよう定められていたが、過去にこうした事例がなかったという油断から全く行われておらず、チェック体制が機能不全に陥っていたことが最大の原因と推察される。

今後は金銭管理規程を再度見直すとともにチェック機能を重層化する等の強化に努め、また、法令遵守にかかる研修を徹底することが必要である。